

入 札 説 明 書

平成 2 6 年度
国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事

近畿地方環境事務所

入札説明書

近畿地方環境事務所の平成26年度 国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成26年12月16日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所 総務課長 伊藤 正市

大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階

3. 工事概要

- (1) 工事名 平成26年度 国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事
- (2) 工事場所 兵庫県西宮市枝川町地先甲子園浜
- (3) 工事内容 別添1図面及び仕様書のとおり
- (4) 工期 平成27年3月23日まで
- (5) 本工事は提出資料及び入札を電子入札システム(電子調達システム(GEPS))対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。
 - ① 当初より電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て従来の紙入札方式に代えるものとする。紙による入札の承諾に関しては、承諾願いを提出するものとする。
 - ② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は原則として認めないものとする。ただし、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - ③ 以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、8の苦情処理を除き、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものとする。
- (6) 本工事は、低入札価格調査制度の調査対象工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 環境省における平成25・26年度一般競争参加資格で単体、経常又は特定建設共同企業体として「自然環境共生工事」の「B又はC等級」の認定を受け、近畿地域の競争参加資格を有していること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2(2)の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成11年度以降に次の工事を元請けとして(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)施工した実績を有すること。
 - ・築堤又は養浜等の海岸工事の施工実績があること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
 - ・技術士(建設部門、総合技術監理部門)の資格を有する者
 - ② 平成11年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有するものであること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方環境事務所から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成13年1月6日環境会第9号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 大阪府又は兵庫県に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 入札説明書の交付を受けている者。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4（7）の「3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 - ・日本ミクニヤ株式会社
- (2) 4（7）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階
近畿地方環境事務所 総務課会計係
TEL 06-4792-0700 FAX 06-4790-2800

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4（2）の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4（1）及び（3）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 電子入札システムによる提出の場合は、平成26年12月16日（火）から平成26年12月26日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで
持参の場合は、平成26年12月16日（火）から平成26年12月26日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 6に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、

持参の場合は、②の場所に提出。郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受付けない。なお、添付ファイルの総容量は1MB（メガバイト）以下とし、これを超える場合は申請書及び資料の提出を書面で行うこと。この場合、提出書類の目録を記載したファイル（様式任意）を電子入札システムにより提出すること。この処理を行わなかった場合、書面により申請書及び資料の提出した場合であっても、電子システム上は提出したと見なされないため、必ず目録を記載したファイルを添付すること。

- (2) 申請書及び資料は、別添2競争参加資格確認申請書様式により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。
 - ① 施工実績
4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別添2(様式1)に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。
 - ② 配置予定の技術者
4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を別添2(様式2)に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。
また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - ③ 契約書の写し
①②に記載した工事に係る契約書の写しか、又は財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」への登録情報の写しを提出すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年1月6日(火)中に電子入札システムで通知する。ただし、書面により提出した場合は、書面で通知する。
- (5) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は6に同じ。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：平成27年1月14日(水) 17時まで
 - ② 提出場所： 6に同じ。
 - ③ 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成27年1月15日(木) 17時までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 受領期間： 平成26年12月16日（火）から平成27年1月8日（木）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで。
 - ② 提出場所： 6に同じ。
 - ③ 提出方法： 書面の持参又は郵送（書留郵便に限る）又は、電送及び電子入札システムにより提出すること。伝送する場合は②の場所に提出することとする。なお、添付ファイルの総容量は1MB（メガバイト）以下とし、これを超える場合は質問書の提出を書面で行うこと。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、平成27年1月9日（金）17時までに電送（FAX）にて説明書交付者に送付する。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日 時：① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成27年1月16日（金）
14時29分。
② 紙により持参する場合は、平成27年1月16日（金）14時30分
- (2) 場 所： 〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階
近畿地方環境事務所会議室
- (3) その他： 競争入札の執行に当たっては支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。なお、電子入札システムによる入札の場合は、当該通知書の提出は不要とする。

11. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
納付
ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁近畿地方環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。この場合、電子入札システムによる入札は、入札書に内訳書ファイルを添付し、同時送付すること。
ただし、添付ファイルの総容量は1MB（メガバイト）以下とし、これを超える場合は内訳

書の提出を郵便（書留郵便に限る）で行い、内訳書を郵送した旨を記載したファイル（様式任意）を入札書に添付し電子入札システムにより提出すること。なお、この場合の内訳書の受領期限は10。（1）②とする。

- (2) 工事費内訳書は別添3 工事費内訳書（金抜き設計書）に数量、単価、金額を記入し、封筒に入れ、封緘して提出すること。（発注者名、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載するとともに押印すること。）
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

14. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は立会不要とする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添4 競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

17. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認され場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4（4）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が近畿地方環境事務所管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4（4）に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

19. 手続における交渉の有無

無

20. 契約書作成の要否等

別添5 契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前払金：有 部分払：無

22. 火災保険付保の要否

否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進本部決定、平成11年1月1日改正）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262）に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添4 入札心得及び別添5 契約書（案）を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7（1）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 電子入札システムのホームページアドレス（GEPS）
<http://www.geps.go.jp/>
- (6) 電子入札システムの運営時間は（5）のホームページアドレスの運営スケジュールで確認すること。また、電子入札システム連絡事項は「お知らせ」で、電子システム稼働状況は「システム稼働状況」で公開するので確認すること。
- (7) 障害発生時及び電子システム上の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続等の問い合わせ先
ヘルプデスク（0570-014-889）
（5）のホームページアドレスの「問合せ先」に電話番号及びメールアドレスを記載している。

- (8) 「導入説明書」、「操作説明書」及び「利用規約」が(5)のホームページアドレスに添付してあるので、熟読すること。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付表を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。なお、下記の通知書が発行された場合、副次的にメールが発行される。
- ・ 証明書等受付通知書
 (申請書及び資料の受付の通知)
 - ・ 証明書等審査結果通知書
 (申請書及び資料の審査結果の通知)
 - ・ 入札書受付通知書
 - ・ 入札書無効通知書
 - ・ 入札締切通知書
 - ・ 落札通知書
 - ・ 同価通知書
 - ・ 再入札通知書
 - ・ 落札者決定保留通知書
 - ・ 不調通知書
 - ・ 不落随意契約通知書
 - ・ 日時変更通知書
 - ・ 取止め通知書
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札については、電子入札システムによる入札、紙入札による入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。
開札時間から10分後には発注者から再入札通知書を発行するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (11) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (12) 電子入札システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。
- (13) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。
- (14) その他詳細不明の点についての照会先は6に同じ。

27. 添付資料

- 別添 1 実施設計書及び特記仕様書
- 別添 2 競争参加資格確認申請書様式
- 別添 3 工事費内訳書
- 別添 4 入札心得(入札書様式を含む)
- 別添 5 契約書(案)(仲裁合意書、違約金に関する特約条項を含む)

平成26年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事

実施設計

平成26年 1月

環境省近畿地方環境事務所

特記仕様書

Table with project details: 工事概要, 工事名称 (平成26年度指定河川甲子園島根県保護区河川再生工事), 工事場所 (兵庫県豊岡市川町地先平野田), 工期 (平成 年 月 日 ~ 平成 27年 3月 23日), 工事項目 (1. 護根工 一式, 砕石 (10~200mm) 1586 m^2, etc.)

II. 適用 (本特記事項は、■のものを適用する。)
この特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)」(以下「共通仕様書」という。)
でいう特記仕様書で、本工事に適用する。

III. 工事共通図書
本工事は本設計書のほか、下記の図書による。
(1) 国土交通省近畿地方整備局企画部監修「土木工事共通仕様書(策)」(平成15年4月)

IV. 特記事項

Table with 2 columns: 特記事項, 特記事項. Contains items like 自然公園法による地域地種区分, 自然公園法による車道の乗り入れ規制区域, etc.

1. 工事現場の見やすい場所に、工事名・工事期間・専業主体名・工事責任者名・現場責任者名
電帳番号等を記した小型(縦長の支障にならない程度の大きさ)の表示板を設置する。

2. 完成図のサイズは(A1 縦A3)とし、提出する図面の種類及び記入内容等は共通仕様書
及び監督職員の指示による。
完成図はCADにより作成し、CADデータの提出は(必要時 □不要)とする。

完成図は上記サイズの縮小したトレーシングペーパーにインク書き(鉛筆書き)とする。
完成写真等は、カラー□キャビネット ■1版)で(□2 ■1)部提出する。ただし、原画は撮影業者
の保管とする。なお、撮影場所は監督職員の指示による。

I. 一般
■ 本工事の着工にあたり、既設物、地盤高等の確認のための現況測量を行い、その結果を監督職員
に報告する。
■ 設計図書に記載のない事項又は、明示のない場合は、書面をもって通知し、監督職員と協議
(監督職員の指示により設計部門との直接協議する場合を含む。)のうえ、内容を決定する。

Table for '分別解体等の方法'. Columns: 工程, 作業内容, 分別解体等の方法. Rows include ①仮設, ②土工, ③基礎, etc.

Table for '再資源化等をする建設物の名称及び所在地'. Columns: 建設物の種類, 建設物の名称, 所在地. Rows include コンクリート, アスファルト, 木材.

① 養生時間等 () 処分場: 時 分 ~ 時 分
② その他 () 処分場: 時 分 ~ 時 分
■ 品質者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法18条
に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

3. 土
■ 預土処理に当たっては、その掘削先の現況測量を行い、既設物を作成した後、預土搬入、敷均し
等を行う。また、掘削完了後、出来形面を作成し監督職員に提出する。
■ 掘削地に対して必要以上の建物の出入り又は、土壌の固結防止を図る。
■ 養生土に当たっては、現況地盤と養生土との間に漏水層ができないよう注意を払う。

Table for '鉄筋の種類は下記による。'. Columns: 鉄筋名称, 種類, 径 (mm), 適用箇所. Rows include 真形鉄筋 (SD295A, SD345, SD390), 小型丸鋼 (SR235).

Table for '設計基準強度 Fc (N/mm2)'. Columns: 設計基準強度 Fc (N/mm2), 適用箇所. Rows include 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による, 無筋コンクリートの設計強度は下記による.

Table for 'セメントの種類は下記による。'. Columns: 種類, 適用箇所. Rows include 普通ポルトランドセメント, 高強度セメント, フライアッシュセメント.

5. 設
■ 路床の支持力が弱いと思われる部分については監督職員と協議し、その指示にしたがって改良を
行う。
■ 石材・平板・レンガ・タイル等の舗装については、設計図に基づいて割付け図を作成し(神籠目地
を含む)監督職員の承認を得る。

Table with material properties: 圧縮強度 (N/mm2), 引張り強度 (N/mm2), 曲げ強度 (N/m2), セメント強度 (N/mm2). Values: 20.7, 18.2, 26.7, 2.1.

施
■ 木材の仕上げはプレーナー仕上げを標準とし、高欄、柵のトップレールはサンドペーパー仕上げ
とする。また、デッキのスロープ部およびデッキはノンスリップ加工とする。
■ 高欄の設置に際しては、図面に使うものとするが、設置の方向、案内面のデザイン
等に關しては、監督職員の指示に従う。

6. 植
■ 樹木の植付けに当たっては、各樹木の形状・根張等の特徴を確かめ周囲の状況を確認して選定
えられ植え込む。
■ 植え込みの指示がある場合は、指定寸法に準拠し仕上げを行う。
■ 樹木の生育を阻害する土壌状態が確認された
場合は、監督職員と協議し適切な措置を行う。

7. 給
■ 給水管の土留りは、特記なき場合は歩道・管理用通路・植栽地は0.6m確保し、一般車両通路
は1.2m確保する。
■ 他の埋設物と交差・近接する場合は、監督職員と協議し適切な処置を行う。

8. 排
■ 排水等の取付に当たっては、事前に既設埋設物の調査を行い、既設埋設物の損傷を防止す
る。
■ 側溝・側溝等の施設(側溝、石積、積石等)との取り合いは、なじみよく仕上げを行う。
■ 既設マンホール蓋の天端は、側溝施設との取り合いをなじみよく仕上げを行う。必要が生じた場合は
高さ調整を行う。

9. 電
■ 電線等の埋設に当たっては、将来接続を予定している場合は、地上部まで立ち上げ止めとしてそ
の位置を明示する。
■ 電線管の土留りは、特記なき場合は0.6m確保、一般車両通行時は1.2m確保する。
■ 電線管の接続は、電線管内に漏水しないように要領を行う。

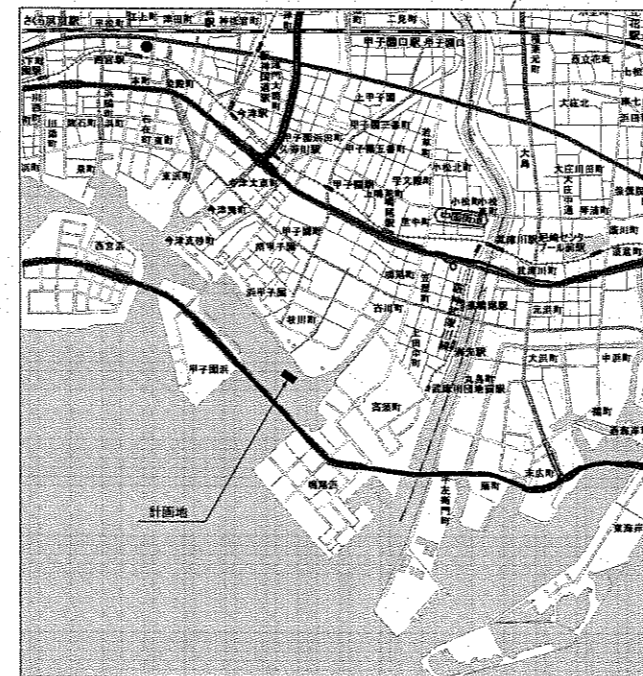
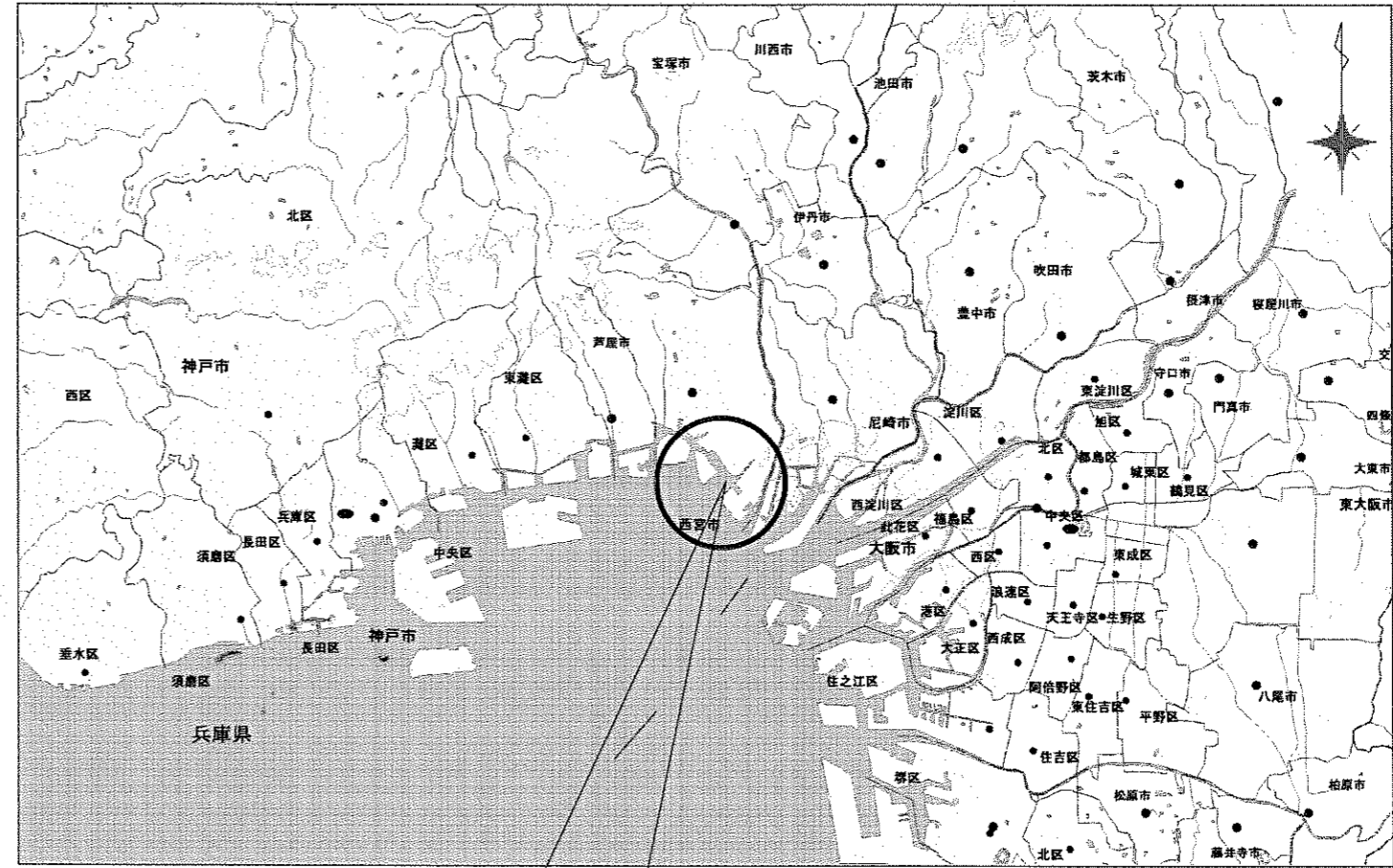
10. そ
■ 砕石は30%、海砂は20%のロス率を想定している。
■ 砕石、海砂はこみ、泥、有機不純物、生物、その他有害物質を含んでいない材料を使用すること。
■ 砕石、海砂は事前に試験成績表及び産地証明書を出すうえ、監督職員の承認を得ること。
■ 砕石、海砂の投入量が確認できるように工事現場の撮影を行うこと。
■ 砕石、海砂が設計法通りに施工していることを潜水検査による実測で確認を行い、監督職員の
承認を得ること。実測を行う際は検定値に対して(側溝以上、横断面に対して)1層以上
とする。

Table with project information: 公開名称 (指定河川甲子園島根県保護区河川再生工事), 工事名称 (平成26年度指定河川甲子園島根県保護区河川再生工事), 図面名称 (特記仕様書), 年月日 (平成26年11月), 図面番号 (2 / 8), 会社名 (日本3株式会社), 事務所名 (環境省近畿地方整備局).

図面目録

番号	図面名称	縮尺	備考
1	図面目録・位置図		
2	特記仕様書		
3	施工計画図	1:3000	
4	礫堤詳細図(1)(ゾーンB)	1:1000	
5	礫堤詳細図(2)(ゾーンB)	図示	
6	礫堤断面図(1)(ゾーンB)	1:250	
7	礫堤断面図(2)(ゾーンB)	1:250	
8	礫堤間詰工(ゾーンA)一般図	図示	
9	安全施設工一般図		

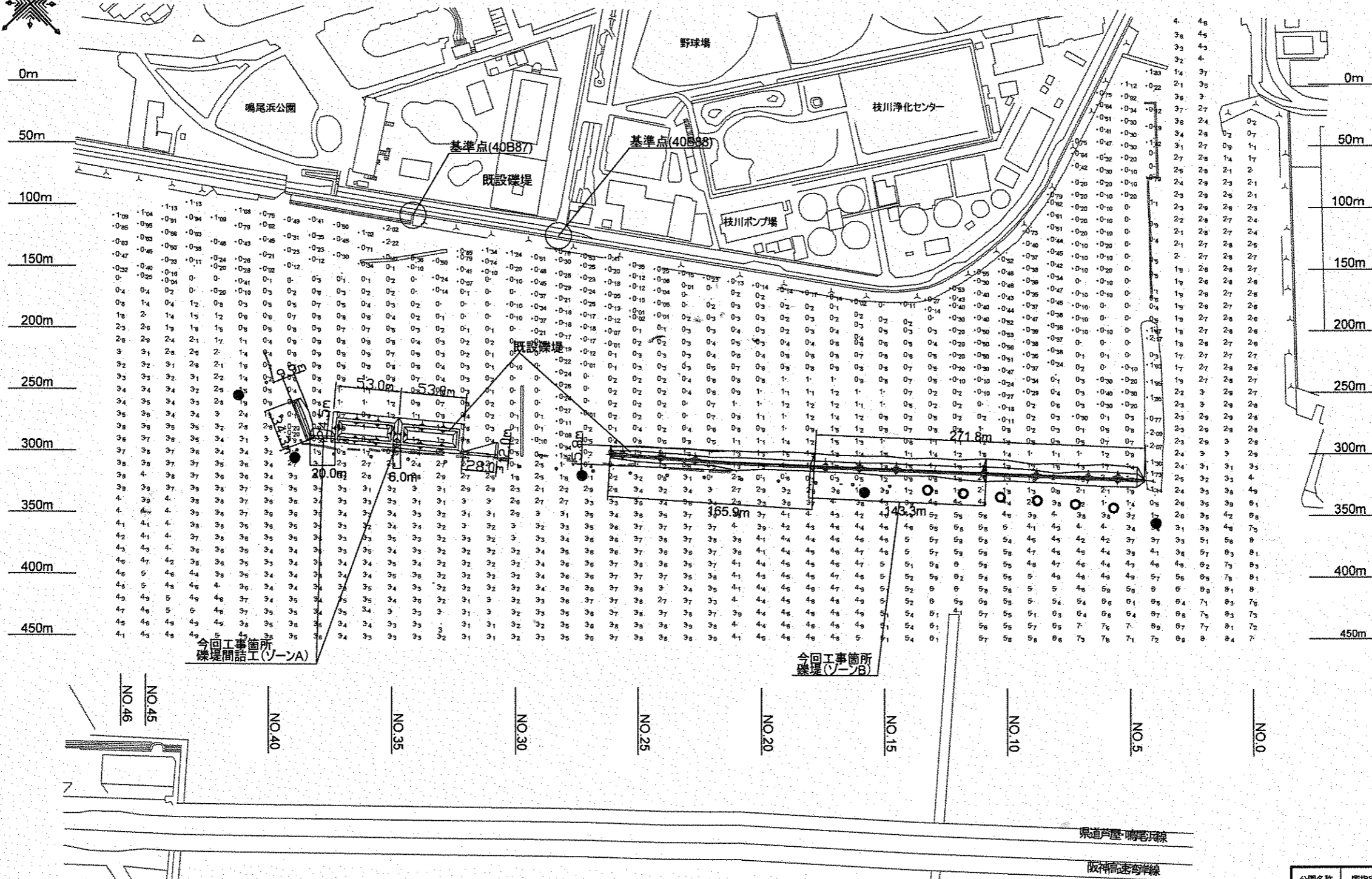
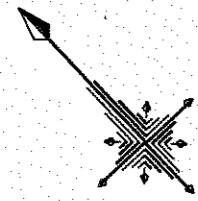
位置図



公園名称	国指定浜甲子園鳥獣保護区		
工事名称	平成26年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事		
図面名称	図面目録・位置図	縮尺	
年月日	平成26年11月	図面番号	1 / 9
会社名	いであ株式会社	備考	設計
事務所名	環境省近畿地方環境事務所	監査	設計

施工計画図

縮尺 1:3,000



凡例	名称	単位	数量
○	マーカースイ	個	6
●	灯浮標	個	5

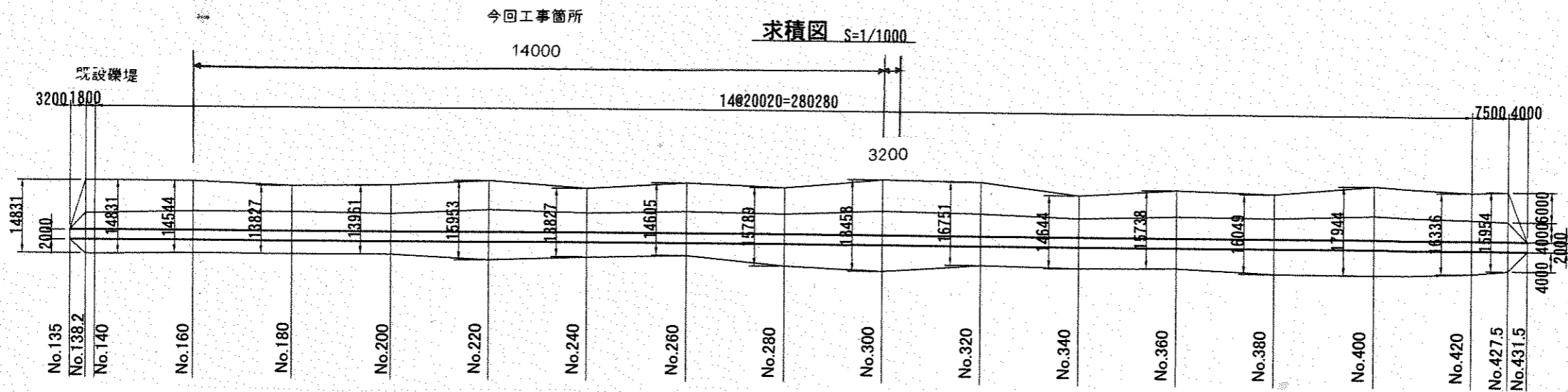
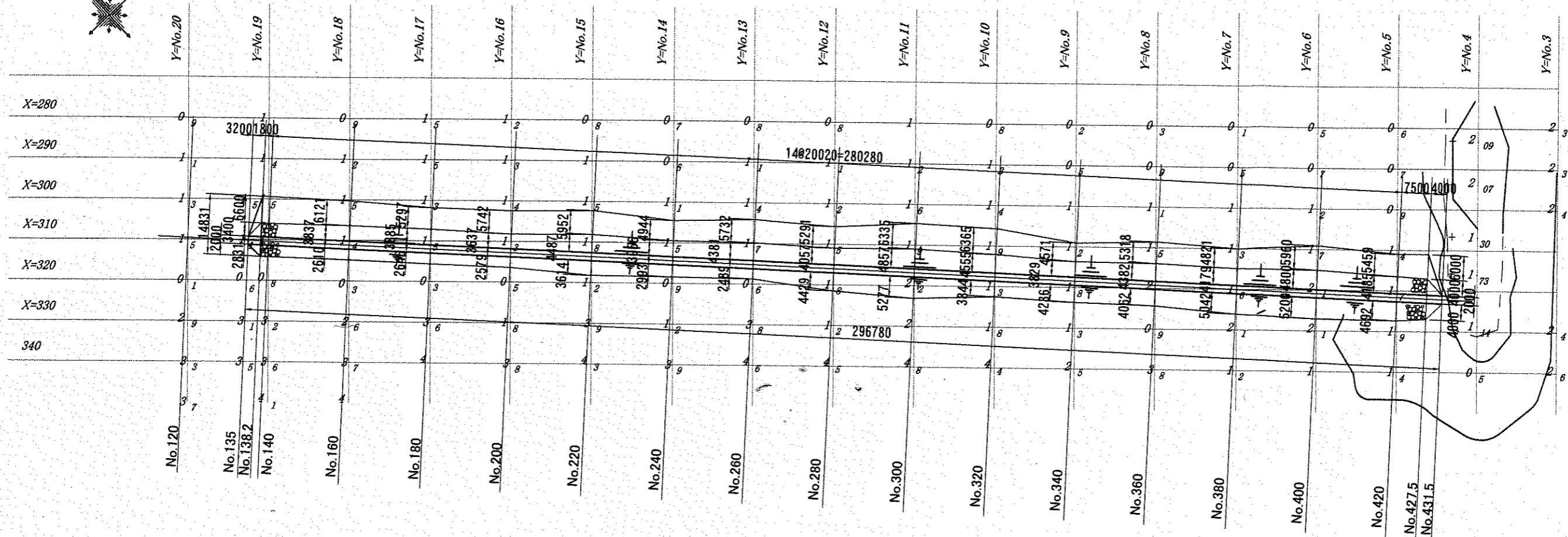
測量年月日...平成22年08月03-04日

縮尺 1:3,000
0m 50 100 150 200 250m

公園名称	園指定浜甲子園鳥獣保護区		
工事名称	平成26年度 園指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事		
図面名称	施工計画図	頁数	1:3000
年月日	平成26年11月	図面番号	2 / 9
会社名	いであ株式会社	調査	設計
事務所名	環境省近畿地方環境事務所	調査	設計

磯堤詳細図(1) (ゾーンB)

計画平面図 S=1/1000

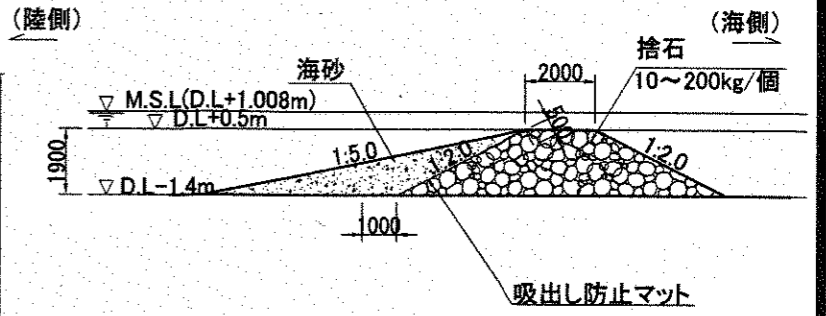
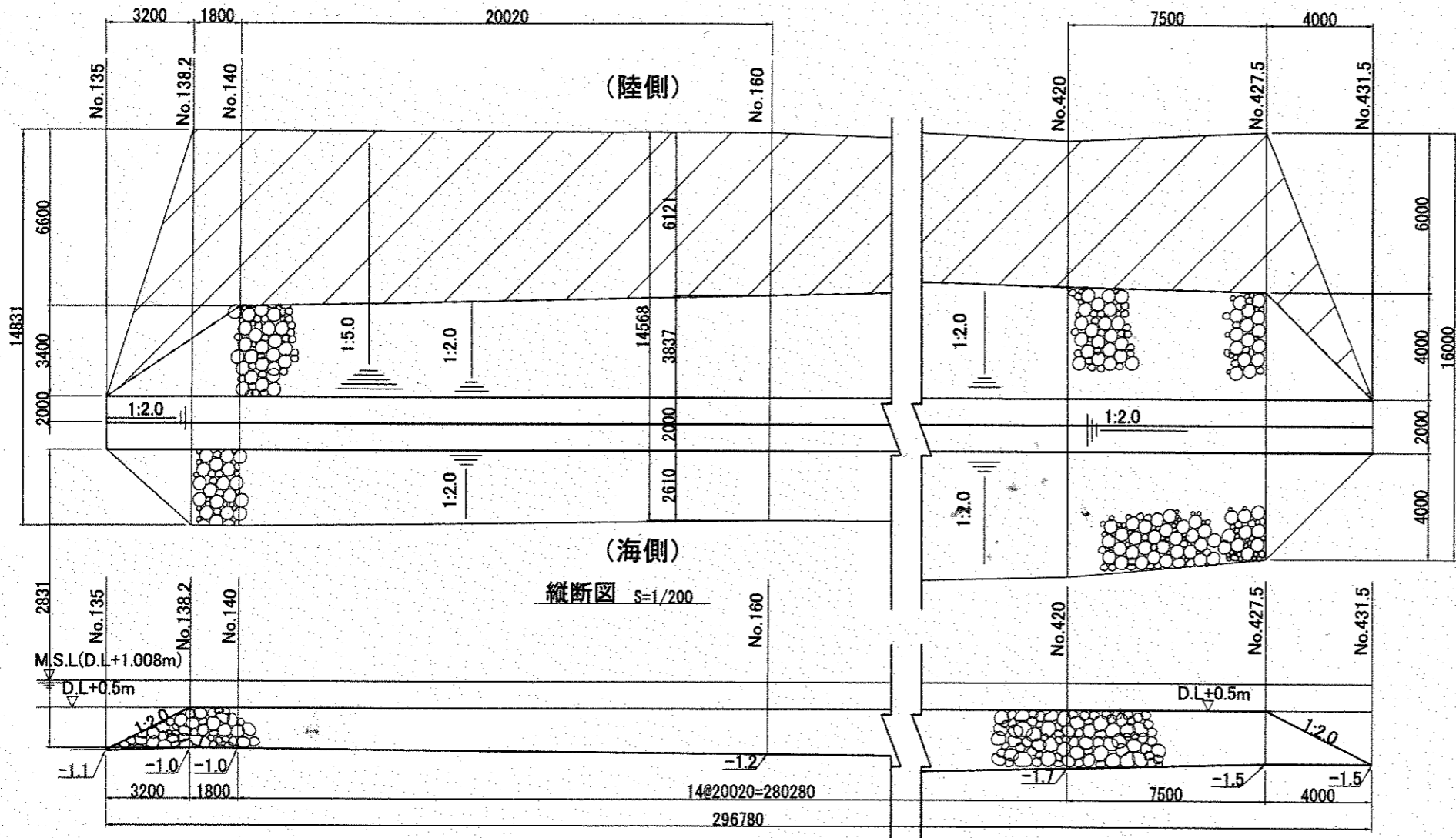


公園名称	国指定浜甲子園鳥獣保護区		
工事名称	平成26年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事		
図面名称	磯堤詳細図(1)(ゾーンB)	図面番号	S=1/1000
年月日	平成26年1月	図面番号	4 / 9
会社名	日本ミクニヤ株式会社	製図者	田中
事務所名	環境省近畿地方環境事務所	製図者	田中

礫堤詳細図(2) (ゾーンB)

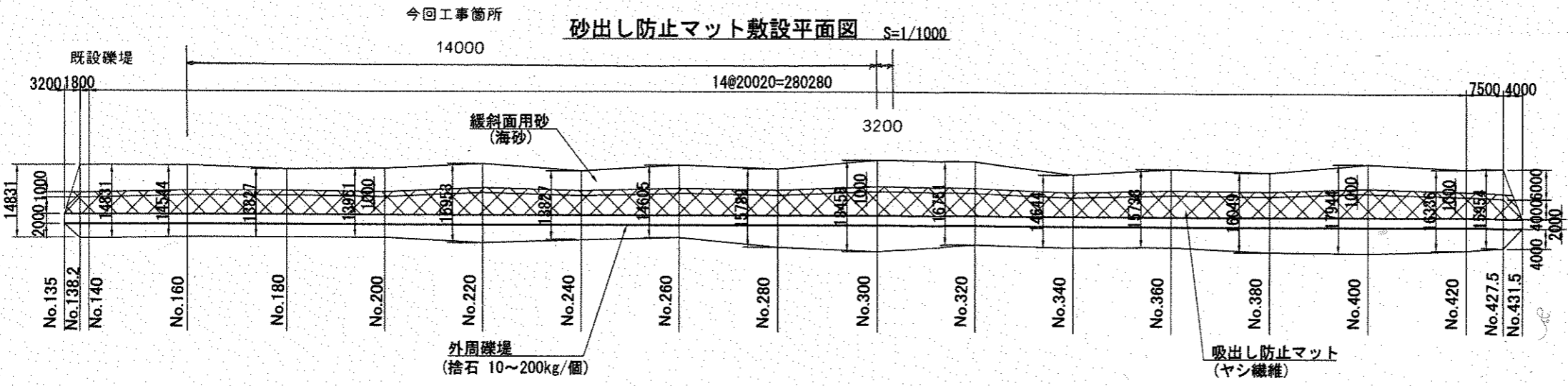
平面図 S=1/200

標準断面図 S=1/200



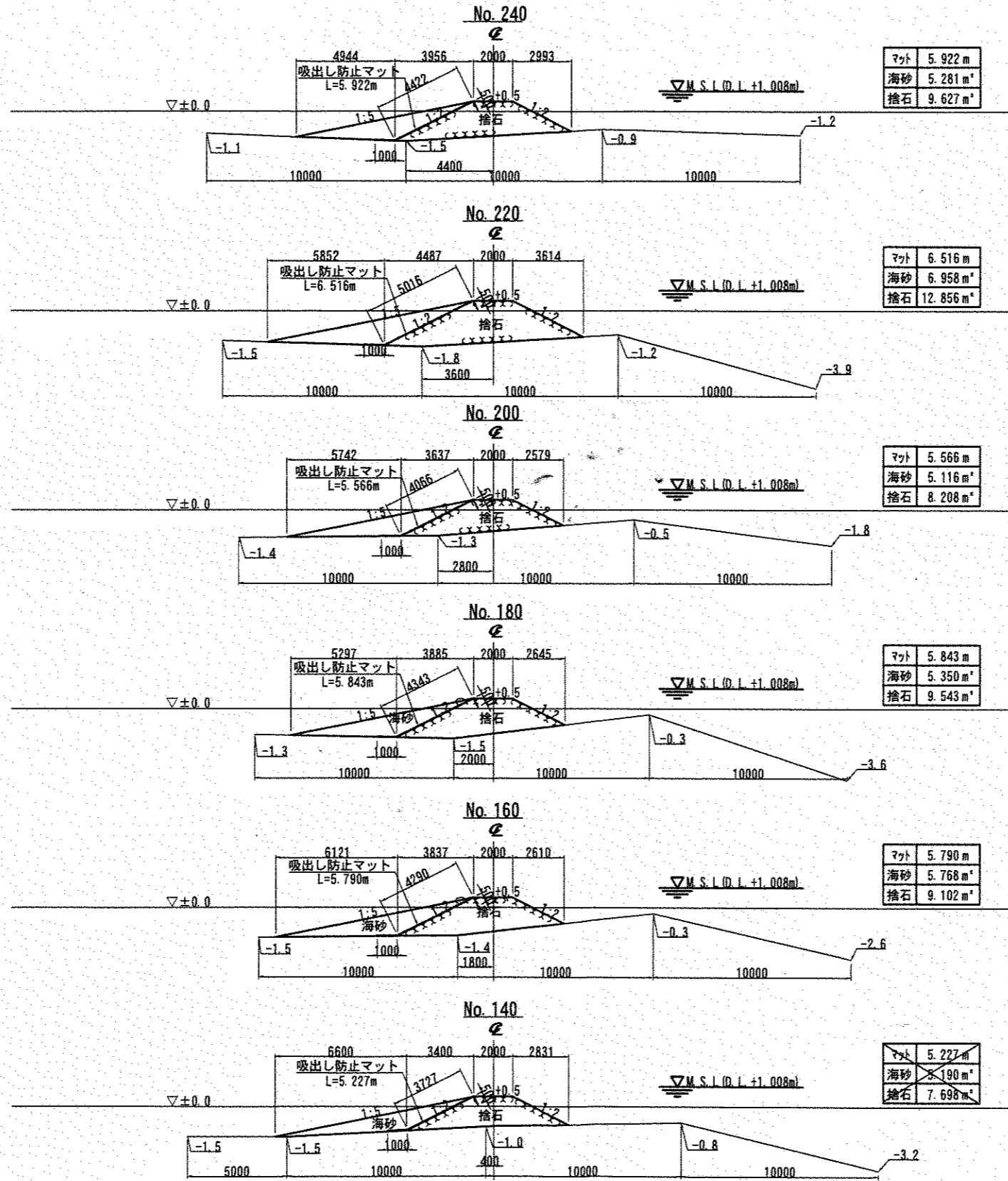
縦断面図 S=1/200

砂出し防止マット敷設平面図 S=1/1000



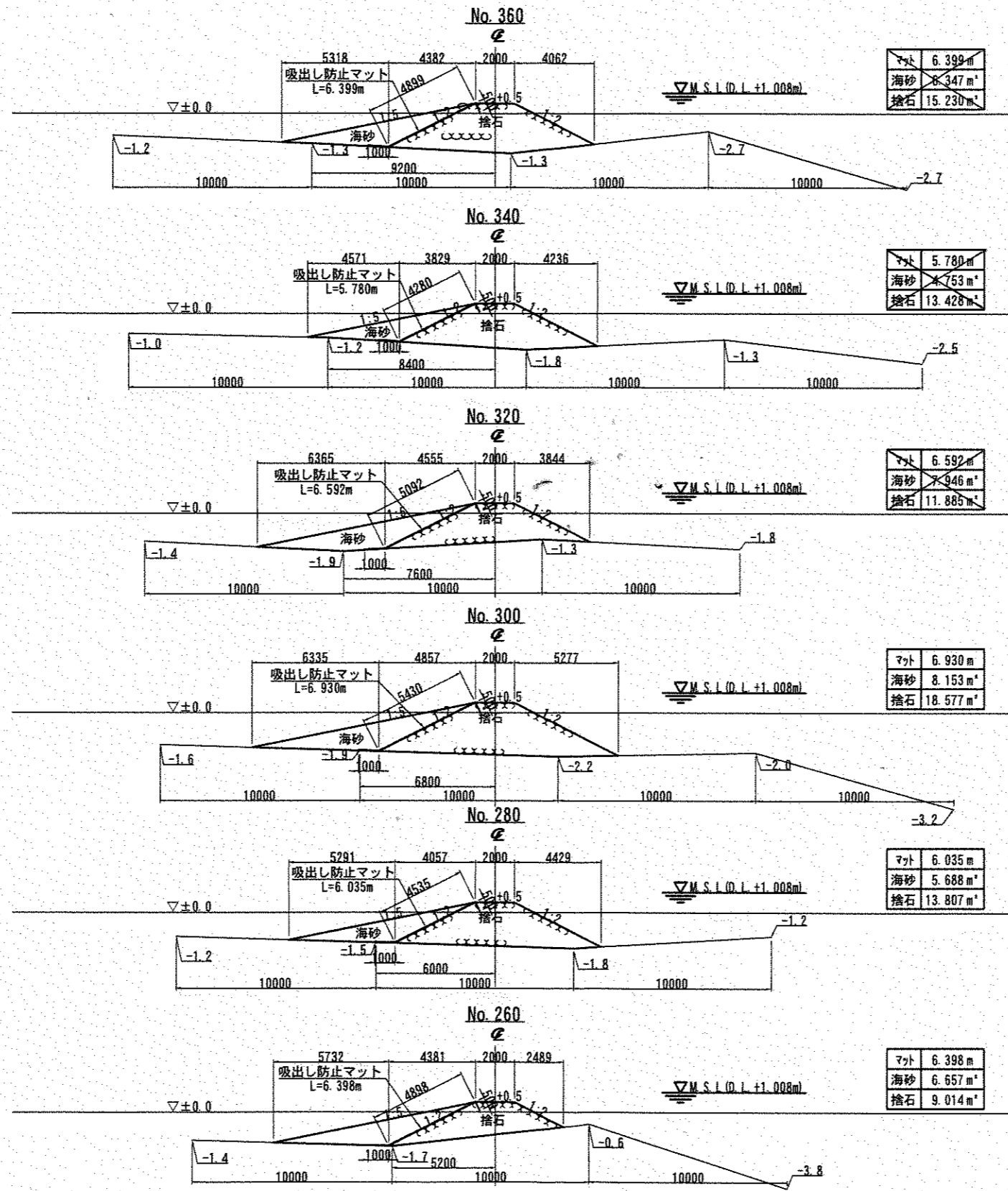
公園名称	国指定浜甲子園鳥獣保護区		
工事名称	平成28年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事		
図面名称	礫堤詳細図(2)(ゾーンB)	図尺	指示
年月日	平成28年1月	図面番号	5/9
会社名	日本エコー株式会社	図	印
事務所名	環境省近畿地方環境事務所	図	印

礫堤断面図(1) (ゾーンB) S=1/250



公団名称	国指定浜甲子園鳥獣保護区		
工事名称	平成26年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事		
図面名称	礫堤断面図(1) (ゾーンB)	図面番号	S=1/250
年月日	平成26年 1月	図面番号	6 / 9
会社名	日本ミクニヤ株式会社	担当者	
事務所名	環境省近畿地方環境事務所	担当者	

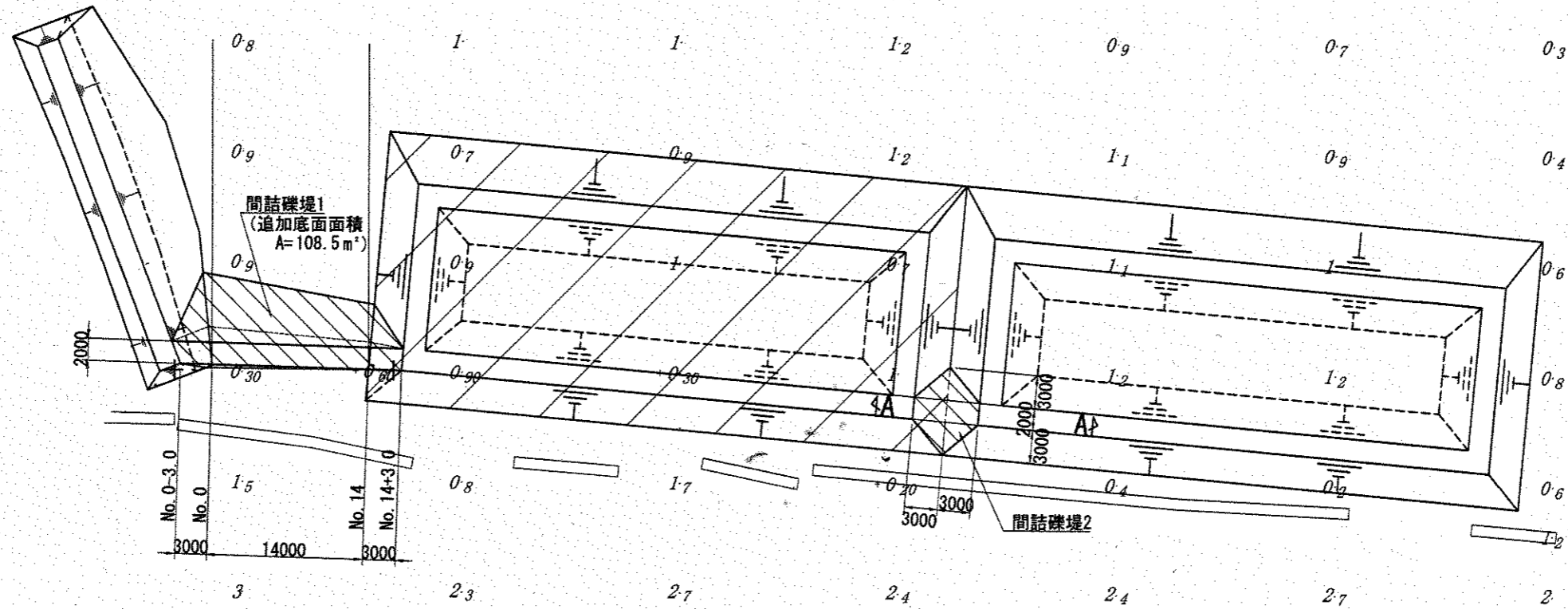
礫堤断面図 (2) (ゾーンB) S=1/250



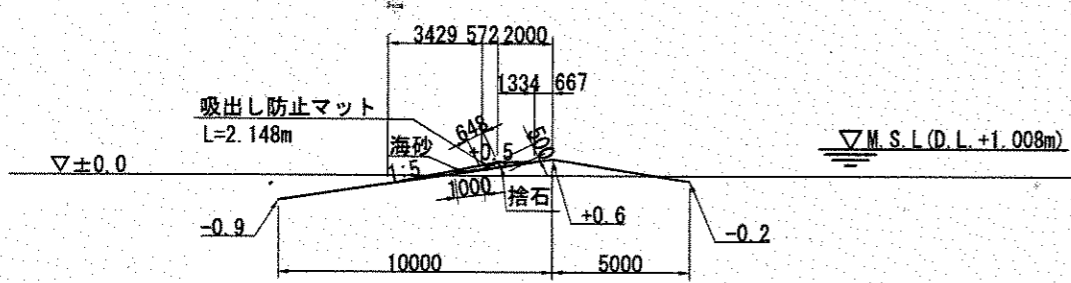
公称名称	国指定浜甲子灘鳥獣保護区		
工事名称	平成26年度指定浜甲子灘鳥獣保護区干潟再生工事		
図面名称	礫堤断面図 (2) (ゾーンB)	図面番号	S-1/250
年月日	平成26年 1月	図面番号	7/9
会社名	日本ミクニヤ株式会社		
事務所名	環境省近畿地方環境事務所		

礫堤間詰工(ゾーンA)一般図

平面図 S=1/500



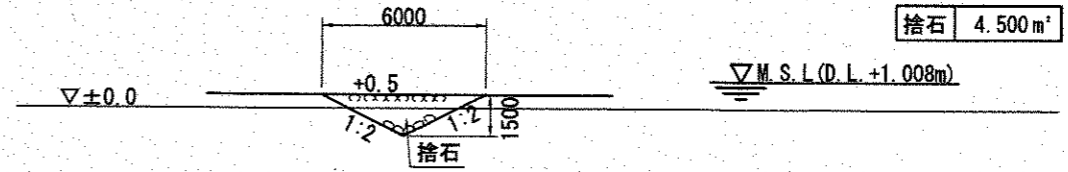
No. 14



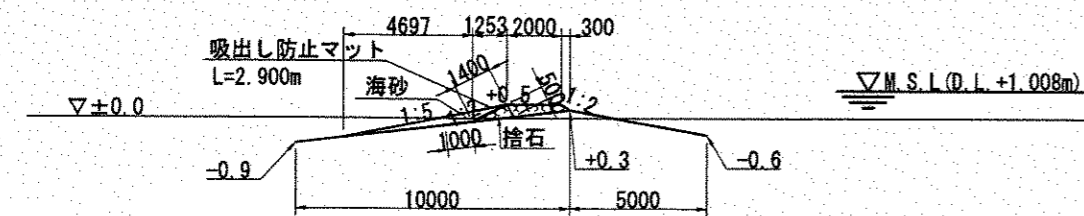
断面図 S=1/250

マット	2.148 m
海砂	0.343 m ²
捨石	0.191 m ²

A-A



No. 0

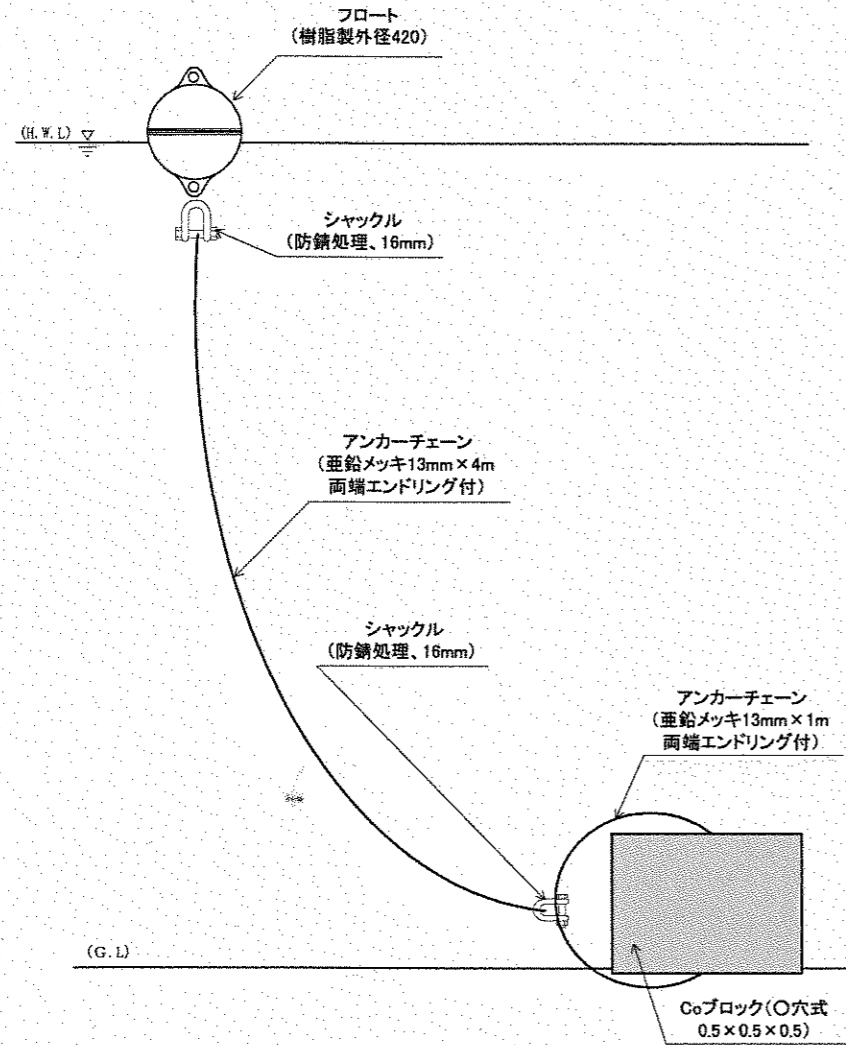


マット	2.900 m
海砂	1.118 m ²
捨石	1.046 m ²

公團名称	昭和三十九年度国土開発公団	図	示
工事名称	平成26年度国土開発公団甲子園島根地区干潟再生工事	頁	8 / 7
図面名称	礫堤間詰工(ゾーンA)一般図	図	示
年月日	平成26年 1月	図面番号	8 / 7
会社名	日本ミクニヤ株式会社	製	図
事務所名	環境省近畿地方環境事務所	製	図

安全施設工一般図

マーカブイ

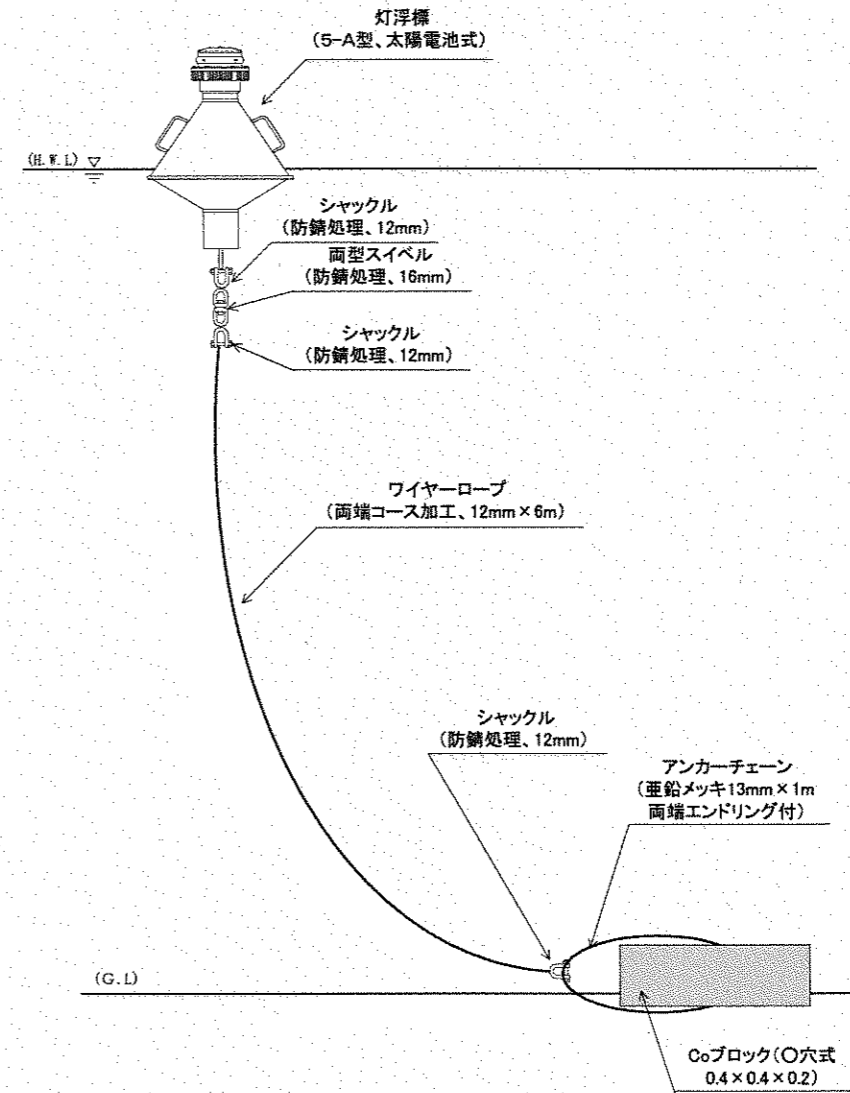


- 設置位置は磯堤等の構造物から3m以上離すこと。
- アンカーチェーンの長さ(4m)は設置箇所の水深により調整するものとする。
- マーカブイ、Coブロック以外の部材は、JIS第一種以上を使用すること。
- シャックルは、全て割れピン処理すること。
- アンカーチェーンには、溶融亜鉛メッキ処理すること。

マーカブイ

名称	規格	単位	数量
マーカブイ	樹脂製 外径420	個	6
アンカーブロック	Coブロック、0.5×0.5×0.5	個	6
アンカーチェーン	亜鉛メッキ13mm×4m (両端エンドリング)	個	6
アンカーチェーン	亜鉛メッキ13mm×1m (両端エンドリング)	個	6
シャックル	防錆処理、16mm	個	12

灯浮標



- 設置位置は磯堤等の構造物から6m以上離すこと。
- ワイヤーロープの長さ(6m)は設置箇所の水深により調整するものとする。
- 灯浮標、ワイヤーロープ、Coブロック以外の部材は、JIS第一種以上を使用すること。
- シャックルは、全て割れピン処理すること。
- アンカーチェーンには、溶融亜鉛メッキ処理すること。

灯浮標

名称	規格	単位	数量
灯浮標	ゼニライトブイ製5-A型 (太陽電池式)	個	5
アンカーブロック	Coブロック、0.4×0.4×0.2	個	5
アンカーロープ	両端コース加工、12mm×6m	個	5
アンカーチェーン	亜鉛メッキ13mm×1m (両端エンドリング)	個	5
シャックル	防錆処理、12mm	個	15
両型スイベル	防錆処理、16mm	個	5

公園名称	国指定浜甲子園鳥獣保護区		
工事名称	平成26年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事		
図面名称	安全施設工一般図	期次	—
年月日	平成26年11月	図面番号	9 / 9
会社名	いであ株式会社	調査	設計
事務所名	環境省近畿地方環境事務所	調査	設計

(別添2)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所

総務課長 伊藤 正市 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名



平成 年 月 日付で公告のありました平成26年度 国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札説明書4(1)(3)(6)(7)(9)(10)に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)①に定める施工実績を記載した書面(様式1)
- 2 入札説明書7(3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面(様式2)
- 3 入札説明書7(3)③に定める契約書等の写し

(注) 支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式とする場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を張った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

同種工事の施工実績

会社名： _____

競争参加資格		築堤又は養浜等の海岸工事
工 事 名 称 等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体で受注した場合は、単体と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施工金額(百万円)も記載すること。
工 事 概 要	建物用途	—
	構造・階数	—
	建物規模	延べ面積： —
	工事種目	
CORINS への登録		有 () ・ 無

注) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注) CORINS への登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。

主任（監理）技術者等の資格・工事経験等

会社名：

配置予定者の氏名	主任（監理）技術者 ○○ ○○
最終学歴	○○大学○○科 ○○年卒業
法令による資格・免許	○○施工管理技士（取得年及び登録番号）

競争参加資格		築堤又は養浜等の海岸工事
工事の経験の概要	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者
	工事内容	・建物用途：－ ・構造、階数：－ ・建物規模：－ ・工事種目：－
	CORINS登録の有無	有（ ）・無
工事申請の時に従事おける状況その他	工事名称	
	発注者名	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の 月 日から後片づけ開始予定のため本工事に従事可能
	CORINS登録の有無	有（ ）・無

注) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

注) CORINS への登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。

注) 配置予定の技術者の資格証（表裏）の写しを添付すること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

(別添3)

支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所
総務課長 伊藤 正市 殿

工事名： 平成26年度
国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事

工事費内訳書
(表紙)

住所
商号又は名称
代表者名

印

(本積算参考資料の注意事項)

1) 本積算参考資料は、競争参加有資格者の的確な見積りを行うために参考として供するものであり、工事請負契約書の第1条でいうところの設計図書ではない。従って、請負契約上、発注者、受注者の両者を拘束するものではなく、工事請負者は施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責において定めるものであり、工事請負契約書第18条の対象とはならない。

2) 本積算参考資料の内容についての質問は、一切受け付けないものとする。

工 事 費 総 括 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
I 平成26年度 国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事						
礫堤工		1.0	式			第1号内訳書
直接工事費計						
共通仮設費						
率計上分		1.0	式			
積上げ分：準備費		1.0	式			第2号内訳書
積上げ分：回航・えい航費		1.0	式			第3号内訳書
積上げ分：安全費		1.0	式			第4号内訳書
積上げ分：役務費		1.0	式			第5号内訳書
共通仮設費計						
現場管理費		1.0	式			
一般管理費等		1.0	式			
間接工事費計						
工事価格計						
消費税等相当額		8	%			
工事費合計						

第1号内訳書

礫堤工

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
捨石投入	捨石10~200kg クレーン付台船100t吊 (カッター船瀬取り)	m ³	1,586.00			
吸出し防止マット敷設	ヤシ繊維t10、潜水士船	m ²	854.00			
海砂投入	海砂 クレーン付台船100t吊 (カッター船瀬取り)	m ³	857.00			
計						

第2号内訳書

準備費（共通費積み上げ）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
準備工	現地踏査、施工位置明示	式	1.0			
計						

第3号内訳書

回航・えい航費（共通費積み上げ）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
艀装費	クレーン付台船	回	2.0			
回航運転費	クレーン付台船（回航用引船）	回	2.0			
回航損料	クレーン付台船（回航用引船）	回	2.0			
計						

第4号内訳書

安全費（共通費積み上げ）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
安全対策工	安全監視船	日	10.7			
安全施設工	マーカーブイ 揚錨船、潜水土船	個	6.0			
安全施設工	灯浮標 揚錨船、潜水土船	個	5.0			
計						

第5号内訳書

役務費（共通費積み上げ）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
係留岸壁使用料		式	1.0			
計						

(別添 4)

入 札 心 得

(目 的)

第 1 条 近畿地方環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第 2 条 一般競争に参加しようとする者は、予決令第 74 条の公告において指定した期日までに、予決令第 70 条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、支出負担行為担当官（環境省所管契約事務取扱細則（平成 13 年環境省訓令第 26 号）第 2 条及び環境省所管会計事務取扱規則（平成 13 年環境省訓令第 22 号）第 4 条に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第 3 条 削除

(入札等)

第 4 条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記すること。

3 入札書は、様式 1 により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子入札システム（政府電子調達システム（GEPS））による入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に記載した時刻までに送信するものとする。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て又は支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式 1 により作成し、入札書を封かんのうえ、入札書の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札箱に投入しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式 3）を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、予決令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第 4 条の 2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式2）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - ③ 電子入札システムにあつては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

- 第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ④ 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合、電子証明書を取得していない者のした入札）
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
 - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

（入札書等の取り扱い）

- 第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

（落札者の決定）

- 第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は

最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 予決令第85条の基準（内閣及び総理府所管契約事務取扱細則（昭和39年総理府訓令第2号）第25条）（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約書等の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（契約保証金等）

第11条 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から③のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

（ア）契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若し

くはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「(契約担当官等(官職)(氏名)を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更又は工期の変更等により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

② 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当官等(官職)(氏名)を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とすること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

③ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等(官職)(氏名)を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とすること。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

一金

ただし

工事名 平成 2 6 年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事

一般競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、また暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

(復) 代理人

㊟

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。
このとき、代表者印は不用(委任状には必要)。

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

様式 2

入 札 辞 退 届

工事名 平成 2 6 年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

(委任者) 住 所
会 社 名
代表者氏名 ㊟

(受任者) 代理人住所
所属 (役職名)
氏 名 ㊟

当社

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

委任事項：

- 1 平成 26 年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項に係る復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

代理人住所
(受任者) 会 社 名
代表者氏名 ㊟

復代理人住所
(受任者) 所属 (役職名)
氏 名 ㊟

当社 を復代理人と定め下記の権限を委任します。

記

委任事項： 平成 2 6 年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事の入札に
関する一切の件

様式 4

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

㊞

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：
平成26年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由：
(記入例)・電子入札システムで参加する手続が完了していないため

※ただし、FAX送信の場合は、土・日・祝日を除いてください。

様式 5

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

入札説明書等に対する質問について

平成 26 年 12 月 16 日付けで公告のありました、平成 26 年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事の入札説明書 9.(1)に基づき、次のとおり質問事項を提出します。

(連絡先)

近畿地方環境事務所総務課会計係

TEL 06-4792-0700 FAX 06-4790-2800

質問事項：

-
-
-

住 所：

会社名：

担当者) 所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

※ただし、FAX送信の場合は、土・日・祝日を除いてください。

封筒の記入例

表

○	平	近	支
○	成	畿	出
○	○	地	負
○	○	方	担
○	○	環	行
○	年	境	為
○	○	事	担
○	○	務	当
○	月	所	官
○	○	総	
○	○	務	
	日	課	
		長	
		殿	

（入札件名を記入すること）

裏

		印	
住	(株)		
所	○		
○	○		
○	○		
○	○		
○	○		
○	○		
○	○		
○	○		
		印	

封緘に使用する印は、入札当日出席する代理人の印（代表者が出席する場合はその印）を使用する。

(別添5)



工事請負契約書 (案)

- 1 工 事 名 平成26年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事
- 2 工 事 場 所 兵庫県西宮市枝川町地先甲子園浜
- 3 工 期 平成 年 月 日から平成27年3月23日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
大阪マーチャンダイズ・マートビル8階
氏 名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 伊藤 正市 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保

護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

三 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B) は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。

[] の部分には、同法第26条第3項の工事の場合に「専任の」の字句を記入

する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た

品質)を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注

者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適當でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条** 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを

得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものの発注者が行う。
 - 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条** 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

る。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう）

以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工

事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその

評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその

超過額を控除することができる。

- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条** 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条** 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第37条** 削除

(部分引渡し)

- 第38条** 削除

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

- 第39条** 削除

(国債に係る契約の前金払[及び中間前金払]の特則)

- 第40条** 削除

(国債に係る契約の部分払の特則)

- 第41条** 削除

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第45条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 第49条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、

発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若

しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第50条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第52条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による〇〇建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

[注] 〇〇の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いは設計図書に定めるものとする。

(補則)

第55条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

仲 裁 合 意 書

工 事 名 平成26年度国指定浜甲子園鳥獣保護区干潟再生工事

工 事 場 所 兵庫県西宮市枝川町地先甲子園浜

平成 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

〇〇県建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所 大阪府大阪市中心区大手前1-7-31
大阪マーチャンダイズ・マートビル8階
氏 名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 伊藤 正市 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。